

各都道府県別「都道府県連携拠点」「地域連携拠点」の定義

	疾患別に定義	どの疾患も同じ定義	一部の疾患のみ定義	
秋田	○			
山形		○		
福島		○		
茨城	○（県）	○（地域）		
埼玉			○	認知症・依存症
富山		○		
石川	○			依存症・摂食・てんかん・児童思春期・周産期 ・老年期（認知症）
岐阜		○（地域）		※地域連携拠点のみ
大阪	○			
和歌山		○（地域）	○（県）	認知症・児童思春期・アルコール・てんかん
兵庫			○	依存症
島根		○（地域）	○（県）	認知症・児童思春期・アルコール・ギャンブル ・精神科救急
広島		○		
徳島		○		
福岡			○	（県）発達・アルコール・高次脳・摂食 （地域）認知症・アルコール・精神科救急
長崎		○（地域）	○（県）	（県）統合失調症・うつ・認知症・児童思春期 ・アルコール・薬物・ギャンブル
鹿児島		○		

（平成31年2月11日現在 国立精神・神経医療研究センター 630調査事務局調べ）

各都道府県別☆・◎・○の定義

都道府県
秋田県

領域	☆	◎	○
(定義の参考)	都道府県拠点機能を担う医療機関	地域連携拠点機能を担う医療機関	地域精神科医療提供機能を担う医療機関
統合失調症	次の基準を満たし、かつ県全域からの患者の受入が想定される病院（特定機能病院） ① 治療抵抗性統合失調症治療薬を導入している。 ② 修正型電気けいれん療法(mECT)を実施している。	次のいずれかの基準を満たしていること ① 治療抵抗性統合失調症治療薬を導入している。 ② 修正型電気けいれん療法(mECT)を実施している。	
うつ・躁うつ病	県全域からの患者の受入が想定される病院（特定機能病院）	精神病床を有しており、次のいずれかの基準を満たしていること。なお、圏域内に基準を満たす病院が複数存在する場合は、総合病院又は県全域からの患者の受入が想定される病院を位置付ける。 ① 修正型電気けいれん療法を実施できる体制を有していること。 ② 院外の支援機関からの研修会等における講師依頼に対応していること。 ③ 専門外来を設置していること。 ④ 認知療法・認知行動療法加算の届出を行っていること。	精神病床を有しており、次のいずれかの基準を満たしていること。 ① 修正型電気けいれん療法を実施できる体制を有していること。 ② 院外の支援機関からの研修会等における講師依頼に対応していること。 ③ 専門外来を設置していること。 ④ 認知療法・認知行動療法加算の届出を行っていること。
認知症	・ 基幹型認知症疾患医療センター ・ 地域型認知症疾患医療センターのうち、県全域からの患者の受入が想定される病院	地域型及び診療所型認知症疾患医療センター（全県拠点病院を除く）	
児童・思春期精神疾患	県全域からの患者の受入が想定される病院	精神病床を有しており、次の基準を満たしていること。 ① 学校、児童相談所、児童福祉施設と連携している。 ② 院外の支援機関からの研修会等における講師依頼に対応している。	精神病床はないが、次の基準を満たしていること。 ① 学校、児童相談所、児童福祉施設と連携している。 ② 院外の支援機関からの研修会等における講師依頼に対応している。
発達障害	県全域からの患者の受入が想定される病院	精神病床を有しており、次の基準を満たしていること。 ① 学校、児童相談所、児童福祉施設と連携している。 ② 院外の支援機関からの研修会等における講師依頼に対応している。	精神病床はないが、次の基準を満たしていること。 ① 学校、児童相談所、児童福祉施設と連携している。 ② 院外の支援機関からの研修会等における講師依頼に対応している。
アルコール依存症	アルコール依存症入院医療管理加算の届出を行っている病院	精神病床を有し、かつ、次のいずれか基準を満たしていること。 ① 認知行動療法等の専門的なプログラムを行っている。 ② アルコール依存症に対応できる常勤の専門職を複数人配置している。 ③ 院外の支援機関からの研修会等における講師派遣に対応しているか、院外の支援者等を招いた事例検討会や研修会を開催している。 ④ 自助グループと連携している。	
薬物依存症	症例数が少なく、当該疾患に対応した専門的プログラムの実施も限定的であることから、全県及び地域連携拠点は定めないこととする。		
ギャンブル等依存症	症例数が少なく、当該疾患に対応した専門的プログラムの実施も限定的であることから、全県及び地域連携拠点は定めないこととする。		
PTSD	症例数が少なく、当該疾患に対応した専門的プログラムの実施も限定的であることから、全県及び地域連携拠点は定めないこととする。		
高次脳機能障害	秋田県における高次脳機能障害支援拠点機関である県立リハビリテーション・精神医療センター		
摂食障害	県全域からの患者の受入が想定される病院（特定機能病院）	症例数が少ないため、地域連携拠点は定めないこととする。	
てんかん	次の基準を満たし、かつ、県全域からの患者の受入が想定される病院 ① 脳神経外科、小児科等と連携可能な病院。 ② 院外の支援機関からの研修会等における講師依頼に対応していること。	精神病床を有しており、次のいずれかの基準を満たしていること。なお、圏域内に基準を満たす病院が複数存在する場合は、総合病院又は県全域からの患者の受入が想定される病院を位置付ける。 ① 脳神経外科、小児科等と連携可能な病院 ② 院外の支援機関からの研修会等における講師依頼に対応していること。	精神病床を有しており、次のいずれかの基準を満たしていること。 ① 脳神経外科、小児科等と連携可能な病院 ② 院外の支援機関からの研修会等における講師依頼に対応していること。
精神科救急	県全域からの患者の受入を行っている精神科救急医療体制整備事業における全県拠点病院	次の基準を満たしていること。 ① 精神科救急医療体制整備事業において、地域拠点病院の指定を受けているか、当番制で、年間36回以上協力している実績があること。 （休日、夜間の実績をそれぞれ1回として算定） ② 他医療機関(精神科、心療内科、救急告示病院)からの休日・夜間の相談(診療等)に対応していること。	
身体合併症	県全域からの患者の受入を行っており、精神科救急医療体制整備事業における身体合併対応病院の全県拠点病院	次の基準を満たしていること。 ① 精神病床を有している。 ② 精神科救急医療体制整備事業において、身体合併対応病院として指定を受けている。	次のいずれかの基準を二つ以上満たしていること。 ① 複数の他科診療科(内科、外科、産婦人科、ICU等)病棟を設置している ② 複数の他科診療科の常勤医師を配置している ③ 精神科リエゾンチームの施設基準を満たしている ④ 救命救急センターを設置している
自殺対策	県全域からの患者の受入を行っており、精神科救急医療体制整備事業における身体合併対応病院の全県拠点病院	次の基準を満たしていること。 ① 精神病床を有している。 ② 精神科救急医療体制整備事業において、身体合併対応病院として指定を受けている。	次のいずれかの基準を二つ以上満たしていること。 ① 複数の他科診療科(内科、外科、産婦人科、ICU等)病棟を設置している ② 複数の他科診療科の常勤医師を配置している ③ 精神科リエゾンチームの施設基準を満たしている ④ 救命救急センターを設置している
災害精神医療	災害時に精神科医療を提供する上で中心的な役割を担う病院		
医療観察法	全県拠点病院は定めず、医療観察法上の指定通院医療機関を地域連携拠点病院とする。		

各都道府県別☆・◎・○の定義

都道府県
石川県

領域	☆	◎	○
(定義の参考)	都道府県拠点機能を担う医療機関	地域連携拠点機能を担う医療機関	地域精神科医療提供機能を担う医療機関
地域精神科医療機関			<求められる要件> 統合失調症、うつ病等一般的な精神疾患の治療の開始や、自立のためのリハビリテーションや在宅医療の実施を目標とする“地域精神科医療”のための要件
依存症	<p>依存症に関する専門的な入院治療を提供するとともに、地域連携拠点医療機関等からの相談の対応、処遇困難例の受け入れ等医療連携の県拠点の役割を果たすこと</p> <p>①重度アルコール依存症入院医療管理加算の届出施設 ②アルコール、薬物、ギャンブル依存症に係る全ての研修を修了した医師の配置 ③②の各々の研修を修了した看護師等を1名以上配置 ④医療機関に対する依存症に関する研修会の実施、情報発信等が実施可能</p>	<p>依存症に関する専門治療を提供するとともに、地域精神科医療機関等からの相談、難治性、処遇困難例の受け入れ等医療連携の地域拠点の役割を果たすこと</p> <p>①日本精神神経学会認定の精神科専門医の配置 ②依存症に係る研修を修了した医師及び看護師等の配置 (アルコール、薬物、ギャンブルに関する研修のいずれか) ③依存症に特化した外来専門 プログラムの実施</p>	<p>①精神科又は神経科を標榜 ②自立支援医療（精神通院）指定医療機関 ③在宅患者への訪問診療や訪問看護サービスの提供、及び障害福祉、介護サービス等との連携が可能 ④医療機能の実施状況を把握するために、県が年に1回程度行う調査に協力</p> <p><掲載の区分> ①診断・治療（統合失調症、うつ病等の診察・治療、認知行動療法等の実施、治療抵抗性統合失調症の治療） ②入院治療（入院、応急入院、夜間・休日重症患者受入） ③精神科リハビリテーション（デイ・ケア、デイ・ナイトケア） ④在宅医療（訪問診療、訪問看護）</p>
摂食障害	<p>摂食障害に関する専門的な入院治療を提供するとともに、地域連携拠点医療機関等からの相談の対応、処遇困難例の受け入れ等医療連携の県拠点の役割を果たすこと</p> <p>①摂食障害の治療を専門的に行っている医師の配置 ②地域医療機関等への相談支援、困難事例に対する助言が可能</p>	<p>摂食障害に関する専門治療を提供するとともに、地域精神科医療機関等からの相談、難治性、処遇困難例の受け入れ等医療連携の地域拠点の役割を果たすこと</p> <p>①摂食障害の診断・専門治療が可能 ②内科医、臨床心理士、管理栄養士の配置、または他施設との連携によるチーム医療が可能</p>	
てんかん	<p>てんかんに関する専門的な入院治療を提供するとともに、地域連携拠点医療機関等からの相談の対応、処遇困難例の受け入れ等医療連携の県拠点の役割を果たすこと</p> <p>①てんかん手術が実施可能 ②ビデオ脳波モニタリングが実施可能 ③地域精神科医療機関等への相談支援、困難事例に対する助言が可能</p>	<p>てんかんに関する専門治療を提供するとともに、地域精神科医療機関等からの相談、難治性、処遇困難例の受け入れ等医療連携の地域拠点の役割を果たすこと</p> <p>①日本てんかん医学会認定医の配置 ②脳波検査等が実施可能（連携して実施も可）</p>	
児童・思春期精神疾患	<p>児童・思春期精神疾患（発達障害含む）に関する専門的な入院治療を提供するとともに、地域連携拠点医療機関等からの相談の対応、処遇困難例の受け入れ等医療連携の県拠点の役割を果たすこと</p> <p>①児童・思春期精神疾患に対する重症患者の入院医療の提供 ※児童思春期精神科入院管理加算届出施設又は子どもの心の診療拠点病院 ②療育機関等と連携した発達支援等の提供や地域医療機関への相談支援、困難事例に対する助言が可能</p>	<p>児童・思春期精神疾患（発達障害含む）に関する専門治療を提供するとともに、地域精神科医療機関等からの相談、難治性、処遇困難例の受け入れ等医療連携の地域拠点の役割を果たすこと</p> <p>①児童・思春期の精神疾患の診断・専門治療が可能 ②小児の発達障害の診断・専門治療が可能 ③療育訓練、リハビリテーションが実施可能 ④療育機関、保育所等と連携した発達支援等が可能</p>	
周産期精神疾患	<p>周産期精神疾患に関する専門的な入院治療を提供するとともに、地域連携拠点医療機関等からの相談の対応、処遇困難例の受け入れ等医療連携の県拠点の役割を果たすこと</p> <p>①精神症状が重篤な妊婦の母体管理、分娩管理が可能 ※ハイリスク分娩管理加算届出施設 ②地域医療機関への相談支援、困難事例に対する助言が可能</p>	<p>周産期精神疾患に関する専門治療を提供するとともに、地域精神科医療機関等からの相談、難治性、処遇困難例の受け入れ等医療連携の地域拠点の役割を果たすこと</p> <p>①妊娠中の精神疾患患者の治療が可能 ②産科医と連携し、母体・胎児の管理が可能 ③産後うつ病等産褥期の精神疾患の診断・治療が可能</p>	
老年期（認知症）精神疾患	<p>老年期精神疾患に関する専門的な入院治療を提供するとともに、地域連携拠点医療機関等からの相談の対応、処遇困難例の受け入れ等医療連携の県拠点の役割を果たすこと</p> <p>①重篤な周辺症状（BPSD）を有する患者の入院治療が可能 ※認知症疾患医療センターの指定 ②地域医療機関への相談支援、困難事例に対する助言が可能</p>	<p>老年期精神疾患に関する専門治療を提供するとともに、地域精神科医療機関等からの相談、難治性、処遇困難例の受け入れ等医療連携の地域拠点の役割を果たすこと</p> <p>①老年期精神疾患の鑑別診断、治療が可能 ②老年精神医学会認定専門医の配置 ③重度認知症デイ・ケア届出施設 ④地域包括支援センター、介護事業者等と連携し在宅療養支援が可能</p>	